
定 款



一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会
(英文名 Japan Marketing Research Association。略称「J M R A」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、マーケティング・リサーチ倫理の確立とマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発及び人材の育成等を行うことにより、マーケティング・リサーチの健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マーケティング・リサーチ倫理の確立及びマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発
 - (2) マーケティング・リサーチに関する人材の育成
 - (3) マーケティング・リサーチに関する調査及び研究
 - (4) マーケティング・リサーチに関する技術の向上及び普及
 - (5) マーケティング・リサーチに関する苦情の処理
 - (6) マーケティング・リサーチに関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から6号の事業は、日本全国において行うものとする。

(マーケティング・リサーチ綱領の制定及び改廃)

第5条 前条第1号に掲げる綱領の制定及び改廃は、総会において正会員の議決権の三分の二以上の決議を得なければならない。

第3章 会員

(構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会するマーケティング・リサーチ業を営む法人又は団体

(2) 賛助法人会員 本会の事業に協力しようとする法人又は団体

(3) 賛助個人会員 本会の事業に協力しようとする者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる正会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「正会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 正会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

4 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出して入会するものとする。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を履行せず、督促後1年以上支払わなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分の承認
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎年1回、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第2項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) マーケティング・リサーチ綱領の制定及び改廃
- (6) その他法定で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない場合は、正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第18条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員の設置)

第21条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上25人以内
- (2) 監事2人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長とし、1人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員(法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、理事又は監事にあっては2人以上を正会員以外の者から選任する。

2 会長及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会で定めるところにより、報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本会に顧問3人以内及び参与3人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第25条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第6章 理事会

(役員の責任免除)

第29条 本会は、理事会の決議によって、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に附議すべき事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 各理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長と監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入

(7) その他

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(特別会計)

第42条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第43条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 剰余金の分配は行わない。

(借入金)

第44条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得るものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告（インターネット公告）により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

補則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事（会長）は田下憲雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2013年5月28日改定

2023年5月25日改定